

運行記録計の装着義務違反について

平成27年4月の貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正以降、2年間の猶予を経て、平成29年4月から運行記録計装着義務が車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の事業用自動車全車両に拡大されました。巡回指導での調査結果は別表の通り運行記録計未装着と運行記録計は装着されているが記録紙の未装着等があり、運行を行うためには早期改善の指導を行っています。

自店所属の対象車両が運行記録計未装着の場合は、早急に運行記録計の装着と記録紙装着後の運行を徹底して下さい。また運行記録紙は必要事項を記載し、管理者指導活用と捺印の上1年間保存が必要です。

◆ 平成29年4月～平成30年2月の調査結果 (H30.3.1)

巡回指導 件数	対象車保有 事業者数	未装着の 事業者数	比率 (%)	対象車両 台数	未装着 台数	比率 (%)
721	444	47	10.6	2,816	126	4.5

- ・ 巡回指導の実施から3か月後の改善報告では4事業所が未改善
- ・ 運行記録計による記録違反は30日間の車両使用停止処分！

【輸送安全規則】 (運行記録計による記録)

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合わせ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関

(公社) 宮城県トラック協会

TEL 022-788-0223 FAX 022-237-5290